

令和8年度

浜松市立和田小学校
第1回 学校運営協議会

令和8年5月14日（木）
13時40分～15時40分
視聴覚室にて

〈本日の日程〉

13:40~14:15 授業参観 ※ 御自由に御参観ください。

14:20~15:40 学校運営協議会

次 第

- 1 開催要件確認（委員の過半数の出席が必要です。）
- 2 会長挨拶
- 3 校長挨拶
- 4 新規委員任命書交付
- 5 自己紹介
・委員、学校職員、CS ディレクター、オブザーバー
- 6 浜松市学校運営協議会規則確認
- 7 議長の選出
- 8 前回会議録・令和7年度協議会自己評価の確認
- 9 熟議
 - (1) 授業についての意見交換
 - (2) 学校経営構想の詳細について
 - (3) 夢育やらまいか事業に対する意見書について
- 10 その他
・ボランティアについて
・運営協議会自己評価について
- 11 連絡
 - 令和8年度学校職員・年間行事計画
 - 今後の運営協議会の予定について

回	月 日	議題（予定）
2	9月15日（火）	今後の学校運営について （1学期アンケート結果をもとに）
3	11月18日（水）	目指す子供像について（職員参加）
4	1月15日（金）	来年度の学校運営について （2学期アンケート結果をもとに）
5	2月16日（火）	学校運営の基本方針について 学校運営協議会 自己評価

令和8年度 浜松市立和田小学校 学校運営協議会 委員

五十音順

	氏名	ふりがな	肩書等
会長	鈴木 剛司	すずき つよし	保護者 R6PTA会長
副会長	安藤 小ゆり	あんどう さゆり	主任児童委員
委員	太田 優子	おおた ゆうこ	学校支援コーディネーター
委員	神谷 みち子	かみや みちこ	元小学校長 学校支援コーディネーター
委員	齋藤 拓雄	さいとう たくお	薬師町自治会長
委員	鈴木 三雄	すずき みつお	民生委員
委員	林 實	はやし みのる	地域安全推進委員 元自治会長
委員	柵木 良太	ませぎ りょうた	保護者 前PTA会長

オブザーバー 浜松市天竜協働センター長 堀内 信広

CSディレクター 小粥 万祐子 (おがい まゆこ)

学校職員

校長 須藤 邦夫 (すとう くにお)

教頭 米山 由紀子 (よねやま ゆきこ)

主幹教諭 中西 伸 (なかにし しん) ※CS担当職員

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

改正 令和5年8月31日浜松市教委規則第10号

改正 令和7年3月26日浜松市教委規則第6号

改正 令和8年3月23日浜松市教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(令7教委規則6・一部改正)

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民

等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
 - (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
 - (3) 児童生徒の健全育成に関すること。
- 2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- 2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(令8教委規則1・一部改正)

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の職員に関するものを除く。)について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則(平成2年浜松市教育委員会規則第6号)第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第1号)第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第3号)第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

- 2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。
- 3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（令5教委規則10・一部改正）

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- (1) 委員から辞任の申出があったとき。
- (2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。
- (3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員としてふさわしくない行為をすること。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年度 第5回学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和8年2月17日（火）14時15分から16時10分まで
- 2 開催場所 和田小学校 視聴覚室
- 3 出席委員 安藤 小ゆり、太田 優子、神谷みち子、齋藤 拓雄、
鈴木 剛司、鈴木 三雄、林 實
- 4 欠席委員 早川 智美
- 5 オブザーバー 宮地 俊晴（天竜協働センター）
- 6 学 校 横井 靖二（校長）、米山 由紀子（教頭）、中西 伸（主幹教諭）
小粥 万祐子（CSディレクター）
- 7 傍 聴 者 なし
- 8 会議録作成者 CSディレクター 小粥 万祐子
- 9 議長 の 選 出

司会から、議長の選出について委員に意見を求めたところ、鈴木三雄委員を推挙する旨の発言があり、全員意義なくこれを承認した。

10 前回会議録確認

11 協 議 事 項

- (1) 授業について意見交換
- (2) 学校評価（追加分）
- (3) 浜松市立和田小学校いじめ基本方針について
- (4) 令和8年度学校経営方針について（承認）
- (5) 学校運営協議会 自己評価

12 会 議 記 録

司会の米山教頭より、委員総数8人のうち7人の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。

(1) 授業についての意見交換

会議前に行った授業参観をもとに、子供たちのよいところや課題について意見交換をした。

- ・1年生の4月のころの様子からの成長を感じた。 （安藤委員・太田委員・林委員）
- ・2年生、5年生の学習発表会の練習で、練習が出来ていなかった事を感じさせない仕上がりで本番の発表が楽しみ。 （太田委員・齋藤委員・鈴木委員）
- ・ひまわり学級のクラスの様子もよかった。 （太田委員）
- ・3年生のクラスで掲示されていた俳句が、想像力、そしてユーモアもあり素晴らしかった。 （太田委員）
- ・3年生の自習クラスの様子も静かに落ち着いて取り組んでいて、4年生に向けての意識が高まっている、と感じた。 （太田委員）
- ・4年生のクラスで、先生がある1人の子の発言を聞き逃さず、すごく褒めていて、子供たちも嬉しそうに素敵で印象的だった。 （太田委員・齋藤委員）

- ・6年生の教室の掲示物が素敵だった。 (太田委員)
- ・どの教室も全体的に整理整頓されていると感じた。 (太田委員)
- ・昨年度は、教室に入れず廊下に机を出している子を見かけたが、今年度は1度もみかけなかった。 (神谷委員)
- ・全体的にどのクラスも1年のまとめに向けた様子であると感じた、来年度に向けて安心。 (神谷委員)
- ・1年生の書写体操を拝見して、書写に限らず集中力があがるのでは、と感じた。 (齋藤委員)
- ・4年生で、同じ課題でもクラスによって特色ある授業で素晴らしかった。 (齋藤委員・鈴木委員)
- ・中には落ち着きがない子もいたが、全体的にいい雰囲気だった。先生が上手にまとめている。 (齋藤委員)
- ・6年生で戦時の授業をやっていた。これこそ我々の出番だと思うので、「めいけん学習」等つかっていただきたい。 (齋藤委員・林委員)
- ・日本軍は負けたが、東南アジアで虐殺等したことも教えているか、先生に聞いたところ、今は教えているという事で、安心した。 (林委員)

(2) 学校評価 (追加分)

担当教諭より別紙資料 (新体力テストの結果) について説明があった。

(3) 浜松市立和田小学校いじめ基本方針について

教頭より、本年度いじめ認知件数が減ったこと、『「いじめ対策委員会」(全体会)を毎月開催する』との表記を、来年度は、『「いじめ対策委員会」(全体会)を定期的に応じて開催する』と変更することについて説明があった。

- ・本年度、「心の日」の日数を増やしたことに効果があり、いじめ件数がへったのではない。 (神谷委員)
- ・「心の日」をはじめとした「心の教育」を充実させるとともに、未然防止の対策の一つとして子供同士でトラブルを解決できる力を育成して欲しい。 (林委員)

(4) 令和8年度学校経営方針について

校長より令和8年度和田小学校経営構想について説明があった。来年度のグランドデザインをもとに、学校教育目標が変更された2年目であり、子供たちの「主体性」を伸ばすことを意識した教育活動を行っていくことが説明され、全員異議なく承認された。

(5) 学校運営協議会 自己評価

事前に委員の皆さんに提出していただいた「学校運営協議会自己評価」の内容を確認した。

- ・意見を伝えやすい雰囲気です熟議が進められたと思う。(安藤委員)
- ・熟議については、意見を言い合うところまでできていたかということ、そうではない場面もあったと思う。(林委員)
- ・支援コーディネーターさんにボランティア活動への支援をお任せしてしまった。ボランティアに配布している案内を、委員にも配付していきたい。(林委員)

13 その他

◎夢育やらまいか事業報告（CS 加算分）

教頭より今年度のコミュニティ・スクール加算分の予算の収支について報告があった。

昇降口にひかれている人工芝から出るマイクロプラスチックを防ぎたいという5年生の思いを実現させるために、人工芝を撤去し、新たにタイルを購入したことが報告された。

全員異議なくこれを承認した。

◎学校支援活動について

神谷委員より今年度の学習ボランティア実施状況の報告があった。1年間で、地域の方が延べ223名、保護者が延べ68名の参加があった。

◎諸連絡

- ・主幹教諭より、令和8年度年間行事計画の説明と案内があった。
- ・教頭より、学校運営協議会研修会の案内と、令和8年度第1回学校運営協議会は令和8年5月8日（金）に開催するとの連絡があった。

以上

(様式1)

学校番号 (小)・中 26)

令和7年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(和田小)学校運営協議会長

<本年度の目標>

児童の安全や居場所づくり、地域の魅力を生かした授業づくりなど、学校の課題に新たな提案ができるよう、地域の各組織や学校職員との連携をさらに深める。

- 協議会・熟議内容の周知(地域・保護者)
- 学校職員と話し合いの場の設定
- 地域人材の掘り起こし

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった

(理由)

学校側から提示されたランドデザインや経営構想に対し、校長をはじめ各担当教職員から丁寧で分かりやすい説明があり、委員が学校運営について深く理解することができたと思う。特に、昨年度より行っている教職員とのグループ協議は、先生方の子供たちへの熱意や寄り添う姿勢を直接感じ取ることのできる貴重な機会となっている。一方で教育を専門としない多くの委員がどれだけ教育用語を理解できたかについては不安が残る。今後、学校の目指す子供の姿や教育活動についてより理解を深める必要がある。発言しやすい雰囲気がより広まったよさを生かし、各委員が意見を伝え合い、一層充実した熟議を行っていききたい。

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった

(理由)

本年度、単発的なボランティアだけでなく、総合的な学習の時間に単元全体に地域が関わる活動が実施できたことは大きな成果であると考えられる。また、具体的な活動として、新1年生の集団下校見守りや「町たんけん」や「家庭科の学習支援」など地域安全推進員や多くのボランティアの協力を得られたことから学校の「地域に開かれた教育活動」への支援をすることができていると考えられる。今後の課題としては、学校・家庭・地域の明確な役割分担に関する議論が十分ではなかった点が挙げられる。今後は、行ったボランティアのチラシを委員にも配付・共有し、運営協議会として各委員がどのような支援をすべきか、より踏み込んだ協議をしていきたい。

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった

(理由)

「コミスクだより」や学校ブログ、さくら連絡網などを活用し、写真を取り入れた視覚的に分かりやすい情報発信を継続して行った。特に「コミスクだより」は親しみやすい誌面へと工夫され、地域住民への回覧や公式サイトへの掲載を通じて、活動の周知に努めることができた。また、委員が自身の所属する組織(民生委員定例会等)で直接説明を行うなど、草の根の広報活動も浸透に寄与している。今後は、限られた紙面の中で協議内容をいかに正確に伝えるかという編集上の工夫や、発行回数、時期を検討するなどよりよい情報発信の方法を考えていきたい。

<評価項目4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

児童の豊かな学びに結びつく地域人材を活かした活動や保護者や地域の方によるボランティア活動をさらに進める。そのために地域の組織やPTA、学校職員との連携を今以上に深める。

- 協議会・熟議内容の周知(地域・保護者)
- 学校の課題に対する提案
- 学校職員との話し合いの場の設定

令和8年度 浜松市立和田小学校 学校経営構想（基本方針）

1 和田小学校の歴史・環境

和田小学校は、天竜川の治水等で著名な金原明善が当時に自宅の一部を家塾として使っていたところを明治6年に「公立小学安間学校」として創立、開校したのが始まりである。その後、改称、移転により現在地に「浜松市立和田小学校」として開かれている。令和8年度で創立・開校154年目となる。

校区には、国道1号線、152号線、旧東海道が通っていて、校区の近くにはJR東海道本線、東名高速道路が通り、交通量がとても多い地区である。国道152号線沿いは「和田自動車街」と呼ばれ自動車販売店が多数あり、その他にも飲食店、家電販売店、食品・医薬品スーパー、総合家具雑貨販売店などをはじめ、様々な店舗が立ち並んでいる。住宅も多く、その分、田畑はほとんど見られない状況である。

校区は、和田町、篠ヶ瀬町、薬師町、北島町の4町からなり、特に旧東海道沿いは古くから栄えていた地域である。自治会活動は盛んで、保護者、地域住民も学校に大変協力的である。

2 現状と課題

（1）社会の要請

- ① 社会の変化を見据えて、子供たちに「生きる力」育むという学習指導要領の理念、中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」で示された「令和の日本型学校教育」の具現を目指し、ICTを活用しながら個別最適な学びと協働的な学びの充実を図る。

また、同じく中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」で示された教師の学びの在り方、研修の在り方を見つめ直し、新たな教師の学びの姿を追究する。

- ② 第4次浜松市教育総合計画（2年目）の教育理念『描く夢や未来の実現』を受けた「自分らしさを大切にすること」「他者と協働し、主体的に行動できること」「自己調整しながら、粘り強く取り組むこと」の視点を踏まえて、『はままつの人づくり』を和田小学校の子供たちの成長の姿で具現する。（資料1）
- ③ 天竜中学校区の目指す子供像の具現化を図るために、4つの小中学校における情報交換を密にするとともに、連携・協働を意識した教育活動を計画的に進め、小中一貫教育を推進する。

（2）児童の実態

- ① 令和6年度の学校運営協議会にて、全委員と全教員で、和田小の子供たちの現状と目指すこどもの姿、特に培っていききたい資質・能力について話し合った。その結果を整理すると、和田小の子供たちのよいところと改善点については、次の4点ずつとなった。

◇よいところ

- 明るく素直で元気。
- 挨拶ができる。(校内)
- 思いやりがある。
- 何事にも一生懸命に取り組む。

◆改善点

- 主体性が弱い。
- 粘り強さに欠ける。
- けじめがつけられないことがある。
- 善悪の判断がつかないことがある。

一人一人の子供は明るく素直で、思いやりある面が見られる。校内で出会ったときにはしっかりと挨拶ができている。また、何事にも一生懸命に取り組み、特に上級生では任された仕事に責任をもって取り組み、リーダーシップを発揮している。

しかし、校外でのあいさつは、朝の旗振りの保護者や地域の人へは積極的にはできていない。任された仕事には一生懸命に取り組むものの、指示されないとできない面が見られる。これは学習面においても同様で、自分から課題を見つける、解決方法を考えるということは苦手であり、自主性、主体性に欠ける面が見られる。また、最後まで粘り強く取り組む、苦しいことがあっても頑張っ乗り越えようとする忍耐強さにも弱さが見られる。規範意識に欠け、頭では分かっているにもかかわらず実際の言動となると善悪の判断がついていなかったり、けじめがついていなかったりすることが少なからず見られるところも改善点として挙げられた。

これらのことから、令和7年度から学校教育目標を改めるとともに、「目指す子供の姿」や「特に培っていききたい資質・能力」について話し合い、整理した。

令和7年度の学校運営協議会では、児童の実態として課題とされた「主体性」について取り上げ、教育活動の中での改善策について検討した。(資料2, 3)

これらを踏まえて、令和8年度のスローガンを設定した。

3 校訓 及び 学校教育目標

校 訓

自主

協同

創造

学校教育目標

自ら考え、挑戦し続け、ともに未来を築く子

第4次浜松市教育総合計画との関連
基本理念：描く夢や未来の実現

4 目指す子供の姿

学校教育目標を具現化するために、「知」「徳」「体」の3つの面から目指す子供の姿を「学びあう子」「認めあう子」「きたえあう子」とした。具体的な姿については、「知」「徳」「体」で分けずに、合わせて示すこととした。

学びあう子

認めあう子

きたえあう子

- 主体的に考え、自分で判断し、正しい行動ができる。
- 自分の課題をもち、最後まで粘り強く取り組む。

- 自己調整しながら、問題をよりよく解決する。
- 自分も周りの人も大切にし、思いやりある言動ができる。
- 誰にでも明るく元気な挨拶ができる。

市：目指すこどもの姿

- 自分らしさを大切にすることも
- 他者と協働し、主体的に行動できることも
- 自己調整しながら、粘り強く取り組むことも

本年度、特に培っていききたい資質・能力

主体性 粘り強さ 規範意識・判断力 コミュニケーション能力

和田っ子宣言（令和5年度 創立・開校150周年を機に制定）

- 進んで明るいあいさつをします
- みんなで助け合います
- みんなで思いやり、仲良くします

5 学校経営目標（目指す学校像）

一人一人の笑顔いっぱい夢いっぱいの学校

子供も職員も、一人一人が自分のよさを感じ、互いに寄り添い、認め合い、支え合い、励まし合いながら生き生きと活動することを通して自他を高め、夢や希望をふくらめることができる学校を目指す。

市：計画のコンセプト

「主体性」「多様性・包摂性」「信頼・協働」

6 今年度の重点とスローガン

今年度の重点：主体性の育成

スローガン：「一人一人が主人公、自分の物語を創り出そう！」

◆スローガンに込めた思い◆

学習や学校行事、学年学級の様々な活動、あるいは休み時間などの過ごし方など、周りの人に言われるがままに行動するのではなく、物事を自分で受け止め、どう行動していくか自分で考え、実行していくことで、自分が主人公の新たな物語が創り出される。そこには様々な人との関わりがあり、調整を伴うことがほとんどである。しかし、その際にも自分で、あるいは周りの人と相談しながら、よりよい方法を考えていくことで、物語がよりよいものに高められる。

一人一人が主人公であっても、学級や学年が一丸となって創られる物語もある。

一つ一つの体験や経験、学び、活動から生み出される物語は、一つ一つのパーツのように一人一人の体に蓄積され、一人一人の夢の実現、将来、未来を築いていく基となる。

7 経営の柱

<教育活動全体を通じて>

(1) キャリア教育の推進

キャリア発達の基盤となる力の育成を目指し、特別活動を要として各教科、領域における指導を工夫する。

本校で押さえた4つの基礎的・汎用的能力と、その中で重点とする資質・能力

- 人とかかわる力
- 自分を見つめる力
- 学びを深める力
- 未来につなげる力

(2) 基盤となる力の育成

すべての教育活動を通して、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力の育成を図る。また、情報機器を積極的に活用し、効果的な活用を図る。

市：政策1 施策6 持続可能な社会・地域の形成に参画する態度の育成

- ・こどもの社会参画意識や多面的・多角的に物事を捉え追及する態度を育成します
- ・各教科等で培った力を基盤にして、社会に必要な資質・能力を育成します

<「学びあう子」の育成のために>

(3) 授業改善の推進

- 学習習慣の定着と授業規律の徹底を基盤とした基礎基本の定着を図る。
- 育成したい資質・能力から教科横断的なカリキュラムマネジメントを行うとともに、子供の実態を踏まえた単元構想を工夫する。また、保護者や地域との連携を図った単元構想を一層進める。授業の複線化にも取り組む。
- 子供の主体性を育む探究学習となるように単元を構想し、子供自身が振り返る活動を取り入れる。
- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図る。
- 家庭学習にもICTを活用し、授業との関連を図る。

市：政策1 施策1 確かな学力の育成

- ・自ら課題を見つけ自ら学び、主体的に判断・行動し、よりよく問題解決する力を育成します

市：政策1 施策4 グローカル人材の育成

- ・郷土愛に立脚したグローバルな視点や思考をはぐくみます
- ・地域の自然や伝統文化、歴史等を尊重し、大切にす郷土愛をはぐくみます

市：政策1 施策5 情報活用能力の育成

- ・ICT機器日常的な活用や情報モラル意識の向上を目指します

(4) 発達支援教育や多様なニーズに応える教育の充実

- 児童理解に努め、職員及び家庭等との連携・協働による個に応じた指導を推進する。
- 不登校の子供や外国につながる子供等、様々な教育的ニーズに応える教育、支援を推進する。
- 保育園、幼稚園、こども園から小学校へのスムーズな接続を考え、1年生でのスタートカリキュラムを実施する。

市：政策1 施策7 育ちや学びをつなぐ教育の推進
・こどもの発達段階に応じた教育活動への理解を深め、円滑な連携、接続の充実を図ります

市：政策2 施策1 多様なニーズに対応したこども・保護者への支援
・不安や悩みを抱えるこども一人一人の心の安定を図るとともに、不安を抱えている保護者への支援の充実を図ります

市：政策2 施策2 特別な支援を必要とするこどもの学びや支援の充実
・支援を必要とするこどもの自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズに的確に答え、その変化にも柔軟に対応できる多様な学びの場を提供します

市：政策2 施策3 不登校児童生徒の学びや支援の充実
・多様な教育的ニーズに対応した教育を推進し、増加する不登校児童生徒への支援の充実を図ります

市：政策2 施策4 外国につながるこどもの学びや支援の充実
・外国人児童生徒及び帰国児童生徒への日本語基礎指導や、学習習慣の確立及び学習支援の充実を図ります

<「認めあう子」の育成のために>

(5) 心の教育の推進

- 主体的な学び、対話的な学びを重視した道徳教育の充実を図り、自分事として考えたり、物事を多面的にとらえる力、正しく判断する力を育成したりする。
- 月1回「心の日」を設定し、他者との関わり方を学ぶ機会を設ける。
- 一人一人を認め合い、尊重し合う多様性・包摂性の理解と実践を図る。
- 異学年集団での活動を継続的に取り入れ、思いやりや助け合いの心、リーダーシップとフォロワーシップを発揮する場を設ける。

市：政策1 施策2 豊かな心の育成
・道徳性や情操を豊かにする心を養います
・互いの個性や多様性を認め合い、支え合いながら、ともによりよく生きようとする態度をはぐくみます

(6) 生徒指導の充実

- 温かな人間関係を築く学級経営を基盤に、ほめて伸ばす指導や気持ちに寄り添う相談指導を充実させ、自己有用感を高める。
- 組織的な取り組みにより、いじめの未然防止、早期発見、早期解決を図る。

市：政策4 施策5 いじめ問題への対応
・いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見及び早期対応）
のための対策を推進します

<「きたえあう子」の育成のために>

(7) 体力向上の取組

- 体を動かすことを楽しみ、進んで体力向上に努める力を育てる指導や機会の充実を図る。

(8) 安全教育の推進

- 自他の命を大切にし、臨機応変に行動する力を育てる指導を進める。（交通・防犯・災害）

(9) 生活習慣の改善

- 自己の生活を振り返り、自ら改善する力を育てる。（健康・食育）

市：政策1 施策3 健やかな心身の育成
・望ましい生活習慣を確立するとともに、運動やスポーツに親しむ心情をはぐくむことを通して、心身の健康の増進と体力の向上を目指します。
・安全な生活を実現するために必要な力を育成し、生涯を通じて自他の安全を守ろうとする態度をはぐくみます

市：政策4 施策2 学校安全の推進
・児童生徒が生き生きと活動し、安全・安心な学校生活を送ることができるよう、安全対策を徹底します

8 目指す教職員の姿

(1) 一人の教師として

- 子供に寄り添い、子供理解に努める教職員（人間味あふれる教職員）
 - ・ 子供をかけがえのない一人の人間として受け止め、寄り添う。
 - ・ 進んで遊んだり交流したりして様々な視点で子供のよさを把握する。
 - ・ どの子供にも温かなまなざしや声掛け、指導、支援等を行う。
 - ・ よさを認める言葉や過ちを諭す言葉を大切にして、子供のやる気を引き出す。
- 自己研鑽に励む教職員
 - ・ 「分かる授業・楽しい授業」を実現するために努力を惜しまない。
 - ・ キャリアステージを考え、本校での自分の役割を意識する。

(2) 組織として

- 組織で考え、動き、支え合う教職員（ワンチーム）
 - ・ 学年全員で協力して学年運営を進める。（学年グランドデザインの作成）
 - ・ 情報を共有し、組織で対応する。（一人で抱えない、対応しない。）
 - ・ よい表れも共有し、みんなでほめ、励ます。
 - ・ 自分の得意を生かし、苦手は助け合う。
- 働き方を意識し、健康で元気に仕事をする教職員

市：目指す教職員の姿

- こどもの自分らしさを受け止める教職員
- 愛情と情熱、規範意識を持ち続ける教職員
- 専門性と指導力を磨き続ける教職員

市：政策3 施策2 専門性を有する質の高い教職員の育成
・教職員が自己のキャリア段階に応じた資質能力の育成を可能にする校内外を通じた研修体制を整備します

市：政策3 施策3 多様な支援スタッフの配置
・「はままつの先生」が自分の専門性を発揮しながら、多様な支援スタッフと連携・分担することで、質の高い「チーム学校」を実現します

市：政策3 施策4 教職員が生き生きと働ける環境の整備
・教職員が業務にやりがいを持ち、自らの力量を発揮しながら教職員にしかできないことに注力できる環境を整備します

【参考】

令和4年12月 中央教育審議会答申

「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用研修等の在り方について
～『新たな教師の学びの姿』の実現と

多様な専門性集団を有する質の高い教職員集団の形成～」

[新たな教師の学びの姿]

- 探究心をもち自律的に学ぶ主体的な姿勢
- 継続的な学び
- 個別最適な学び
- 協働的な学び力

教師の学びは子供の学びの相似形

子供のロールモデル

知育の部 知育向上プラン

児童の実態

- ◎ 与えられた課題に一生懸命取り組んだり、友達の考えを共感的に受け止めたりすることができる。
- ◎ 情報機器の扱いに慣れており、タブレットを使用した学習効果も高い。
- △ 学習や活動への取り組みは受け身な児童が多く、
- △ 目標や課題に対して向上心をもって粘り強く取り組む意識が低い。
- △ 自分の考えをもてない。考えがあっても、それを表現できないている。
- △ 聞く姿勢が身に付いていない子がいて、取り掛かりに時間がかかる。

具体的な取り組み

1 基礎基本の確実な定着

- ・「守ろう学習のやくそく」をもとに、授業規律を徹底し、落ち着いて授業を進められるようにする。
- ・授業の中で取りこぼしがないように個の見取りを確実にを行う。
- ・家庭学習を習慣づけるために「家庭学習の手引き」を配付し、子供たちに意識付けする。

2 育成したい資質・能力と児童の実態を踏まえたカリキュラム・マネジメントと単元構想

- ・単元構想を学年で話し合い、同じ歩調で授業を進められるようにする。
- ・単元全体を見通したり、教科横断的な単元の計画を行ったりする。
- ・学年団で授業を見合い、研究を深められるようにする。

3 こどもの主体性をはぐくむ探究学習

- ・単元ごとに単元構想を子供と共有することにより、子供が学習を調整できるような場を設定する。
- ・自らの学習を振り返る手段として、子供が自らの学びを見つめ直せるように振り返りの時間を設定する。
- ・学習の中で自らの学習を調整しながら探求できるような単元を計画していく。

4 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

- ・児童の学習状況を把握しながら必要な児童に個別の声掛けをする。また、自分で考える方法を選択できる場を設定する。
- ・ICT機器等を活用し、他者との意見交流や他者参照をすることで自分の意見を見つめ直すことができるようにする。

5 ICTの活用と家庭学習との関連

- ・ICT機器の使用、活用方法について研修を行い、個に応じた支援に生かす。
- ・週に1回程度家庭に持ち帰り、家庭でICT機器を活用した家庭学習を出すようにする。その際、情報活用年計を基に、子供の実態に合わせて課題を設定する。

6 児童理解と個のニーズに応じた指導

- ・児童の個別ファイルを活用して「学級」「あんず」「保護者」と意見交換をする。
- ・発達障害、外国人や不登校児童の特性をふまえ、授業UDや発達支援教育について全体研修で理解を深めて、個に応じた指導を推進する。
- ・保育園、幼稚園、こども園からの小学校へのスムーズな接続を考え、1年生でのスタートカリキュラムを実施する。

徳育の部 徳育向上プラン

◎生徒指導上の実態

内容	R6 年度	R7 年度
いじめ認知報告件数	278件	197件
不登校児童	15名	12名
別室登校児童	4名	2名
校外まなびの教室	3名	3名
フリースクール活用	3名	2名
問題行動報告件数	1件	2件

◎児童の実態

- 学校アンケートの「認め合う子」の全ての項目で児童の肯定的な回答が増えた。特に「クラスは楽しく、教室は安心できる」「先生に相談できる」のポイントが上がっている。
- 「友達にやさしく接することができる」のポイントが児童保護者双方に高い。
- ▲ 「相談」「挨拶」のポイントが児童と保護者の評価に差がある。
- ▲ 外部の人への挨拶や校外での挨拶には課題が見られる。

※R7年度は、R8.3.5時点の件数を記載

◎具体的な取り組み

1 道徳教育の充実

- 「和田っ子宣言」の関連内容を毎月の生活のめあてにし、子供の意識を高める。
- 主体的な学び、対話的な学びを重視した道徳教育の充実を図り、自分事として考えたり、物事を多面的にとらえる力、正しく判断する力を育成したりする。
- 一人一人を認め合い、尊重し合う多様性・包摂性の理解と実践を図る。

2 他者との関わり方を学ぶ機会「心の日」の設定

- 「構成的グループエンカウンター」や「ソーシャルスキルトレーニング」の実践を通じた学級づくり、人間関係づくりの取り組みをする。

3 異学年集団による活動

- 縦割り活動（清掃・遊び）を充実させ、リーダーシップ、フォロワーシップを養う。
- 行事や学年集会、児童会活動を通して、「集団への所属感」「集団の場における規律の大切さ」「達成感・成就感」を子供たちに実感させる。

4 ほめて伸ばす指導や気持ちに寄り添う相談・指導の充実

- 温かな人間関係を築く学級経営を基盤に、ほめて伸ばす指導や気持ちに寄り添う相談指導を充実させ、自己有用感を高める。

5 組織的な取り組みによるいじめの未然防止・早期発見、解決

- 組織的な取り組みによる、いじめの未然防止、早期発見、早期解決を図る。
 - ・ 普段から、児童に対してのいじめ防止教育の実践
 - ・ 児童や保護者から寄せられる様々な相談を、関係職員で共有して組織的に対応する。
 - ・ いじめの疑いのある情報はすぐに報告し、いじめ対策委員会にて方針を決定する。

体育・安全の部 体育・安全向上プラン

児童の実態

体力向上の取り組み	◎ 運動場で意欲的に運動したり、遊んだりする児童が増えたこと。 ◎ サーキットトレーニングを取り入れ、運動が苦手な児童もいろいろな動きに慣れることができた。 △ 外で遊ぶ児童が増加した一方で、学校内で過ごす児童も多く、二極化がみられる。
安全教育の推進	◎ 防災について呼び掛けることで、災害時の行動への意識が高まった。 ◎ 交通安全に関する講話や交通教室を通して、気を付けるべきポイントがあることを知った。 △ 地域の特性として交通量が多く、交通事故の危険がある。 △ 教えられたことを守ろうとする気持ちはあるが、実際に行動する場面では、他のことを優先してしまったり、臨機応変な対応策を考えられなかったりして、ルールを守れず危険を伴う行動にでることがある。
自己管理能力の育成	◎ ぴかぴかチェックを通して、自分の身の回りを清潔に保つことへの意識が高まった。 ◎ 心の日を行うことで、心の安定を図り、自己肯定感を高めることができた。

1 自ら体を動かすことを楽しみ、進んで体力向上に努める力を育てる指導や機会の充実

進んで体力の向上に努める意欲をもたせることができるように教科体育、体育的行事、保健的行事を通して以下の点に取り組む。

・授業では、学習カードや ICT を活用することによって児童にめあてをもたせ、そのうえで運動量を確保したり友達と関わり合いながら活動したりすることで、運動を楽しみ、さらに挑戦する態度を育てる。

・運動会を通して、規律ある集団行動を行うことで集団での演技の美しさに気付き、より演技の質を高めたいと思う意欲をもたせたり、**子供たちが自ら表現や団体種目を作り上げることを通して、演技が終わった後の達成感や充実感を楽しんだりすることができるようにする。**

・新体力テストでは、自己の記録を上げていくために昨年度の結果を振り返ったり体験イベントに参加したりして、運動に取り組もうとする態度を育てる。

・身体測定や各種検診を通して、自己の健康に関わる成長、課題に気付き、生活習慣を見直したり、食生活を振り返ったりすることができるようにしていく。

2 自他の命を大切にす指導の推進(交通・防犯・災害)

・安全の日を設定し、防災ノートを活用したり、防災講座(1・3・5年生)や講話を取り入れたりして、交通、生活、災害に関する安全意識を高める。

・安全への意識や臨機応変に対応する力を高めるために、提示する資料や映像を工夫することで状況や場面を想像しやすくする。

3 生活習慣の見直しと改善に関する取り組み

・ぴかぴかチェック、心の日など日々の保健指導、給食指導を通して、児童自ら心身の状態を理解し、健康の保持増進に努めるように支援する。

・よりよい生活習慣を身に付けさせるために、学校保健委員会や保健週間を通して、「睡眠の大切さ」を知る機会を設定する。

(様式1)

令和 8年 5月 14日

浜松市立和田小学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 鈴木 剛司 様

浜松市立和田小学校運営協議会

夢育やらまいか事業に対する意見書(案)

令和8年5月13日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- ① 将来への夢や希望を抱く機会となるよう、様々な生き方に触れる場を設定し、キャリア教育を充実させるべきである。
 - ⇒ 様々な職業、社会貢献をしている地域の人材に講師を依頼する。
 - ⇒ 地域に呼び掛けてボランティアを募集し、学習への参加を図る。
- ② 家族や地域に愛情や節度をもって接する豊かな心を育むため、命の大切さや情報モラルについて学ぶ場を設定すべきである。
 - ⇒ 専門的な知識をもつ講師を依頼する。
- ③ 和田小学校区は交通量が多い地区である。子供たちのいのちを守るため、安全教育を充実させるべきである。
 - ⇒ 登下校や低学年の校外学習の際に、見守りボランティアを募集する。
 - ⇒ 交通安全に関する書籍や横断旗などを購入し、子供たちの安全意識を高める。

令和7年度 ボランティア実施活動 (青文字は6年度の実施)

	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1年	集団下校		生活科		生活科	生活科					生活科 昔遊び	
	給食		安間川公園		朝顔のリース	安間川公園						
2年		生活科 町探検	生活科		生活科	生活科		生活科 おでん パーティー				
			町探検2回		町探検 (グループで)	町探検 (グループで)						
3年			めいけん学習		外国語活動	外国語活動	外国語活動	国語科 書き初め	めいけん学習	体験活動	外国語活動	
			講話									外国語活動
			町探検									
4年					外国語活動	外国語活動	外国語活動		外国語活動	外国語活動		
5年		家庭科 手縫い				家庭科 ミシン ランチョンマット作り	家庭科 ミシン エプロン作り					
6年						家庭科 ミシン トートバッグ作り			めいけん学習 自分を見つめて 講話	図工科 絵手紙 保護者へ感謝		

学校運営協議会長各位

浜松市教育委員会
学校・地域連携課長 佐藤 智香

令和8年度学校運営協議会自己評価の実施と結果等の報告について（依頼）

春暖の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市のコミュニティ・スクールにつきまして御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、学校運営協議会は、浜松市学校運営協議会規則第8条第2項に基づき、毎年度、自己評価を行うことになっています。評価に当たっては、別添「学校運営協議会自己評価実施要項」に沿って実施し、結果について下記のとおり御報告願います。

記

- 1 提出物 「令和8年度学校運営協議会自己評価表」（様式1）
- 2 提出期限 令和9年2月末日（最終の学校運営協議会終了後、速やかに）
- 3 提出先 各学校へ御提出ください。
- 4 その他
 - (1) 自己評価の手順について、実施要項、学校運営協議会の自己評価の記入上の留意点を参考にしてください。協議会において、委員全員で十分に話し合って進めていくようにしてください。
 - (2) 自己評価の結果については、CS便りや学校ホームページ等を活用し、広く保護者や地域住民等に公表するよう努めてください。

1 趣旨

この要項は、浜松市学校運営協議会規則（令和元年 浜松市教育委員会規則第2号）第8条に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の自己評価の実施について必要な事項を定める。

2 評価の目的

各協議会が、自らの取組について、その取組内容や達成状況等について自己評価し、改善につなげることにより、保護者、地域住民等の対象学校の運営への参加を促進し、当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図る。

3 評価の実施

協議会は、以下の評価項目について自ら評価を行う。

<評価項目>

（必須） ※全ての協議会で行う。

- 1 学校運営の基本方針について熟議することができたか。
- 2 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。
- 3 協議会の結果について、十分な情報発信を行ったか。
- 4 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

（参考） ※各協議会で追加する項目があれば設定する。

4 自己評価の結果の報告書の作成

協議会は、自己評価結果を様式1により、簡潔にとりまとめる。

5 評価結果の公表

協議会は、自己評価の結果について、CS便り、学校のホームページ、連絡アプリ等を活用し、広く保護者や地域住民等に公表するよう努める。

6 評価結果の報告と改善支援

(1) 教育委員会への報告

協議会は、様式1を当該年度末の指定する日までに教育委員会へ提出する。

(2) 教育委員会による改善支援

ア 様式1の活用

様式1は教育委員会学校・地域連携課が集約し、各協議会の運営状況について把握するための資料とする。

イ 評価結果等に基づく改善支援

教育委員会は、評価結果等に基づき、各協議会の取組の改善が図られるよう、必要な助言又は指導を行う。

附 則

この実施要項は、令和2年9月1日から施行する。

この実施要項は、令和5年4月1日から施行する。

この実施要綱は、令和7年10月1日から施行する。

(様式1)

学校番号 (小026)

令和8年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立和田小学校運営協議会長

<本年度の目標>

児童の豊かな学びに結びつく地域人材を活かした活動や保護者や地域の方によるボランティア活動をさらに進める。そのために地域の組織やPTA、学校職員との連携を今以上に深める。

- 協議会・熟議内容の周知 (地域・保護者)
- 学校の課題に対する提案
- 学校職員との話し合いの場を設定

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった
(理由)

<評価項目4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

【参考資料】

【 熟議チェックシート 】

氏名 ()

できている もう少し

評価項目 1			校長の説明を聞いて、分からない用語や疑問に感じたことを遠慮なく質問し、それに対して理解・納得できる回答が得られた。
			基本方針の承認にあたり、校長の説明を聞置くだけでなく、よりよい学校運営のために委員が建設的な意見を発言できた。
			委員が、学校教育目標や学校運営の基本方針についての内容を理解し、共有した。
			学校評価などの評価結果を生かした改善について確認した。
			学校運営について、委員が率直に意見を述べることができた。
評価項目 2			学校の教育目標と学校支援活動とのつながりを意識して、協議会で協議を重ねた。
			熟議の結果、学校、家庭、地域がそれぞれ実行すべきこと、役割分担が明確になった。
			これまで行われてきた学校支援活動についても、教育目標とのつながりや学校、家庭、地域の役割分担を考え、見直すことができた。
			協議会で決定し、実施した学校支援活動について、振り返りや反省を行った。